



編集発行人 **桶屋税理士事務所** 税理士**桶屋泰三** 〒930-0096 富山市舟橋北町7-15 TELU76(441)2322·FAX076(441)1999 http://okeya.zei-mu.jp

1 (睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	•		•	

ワンポイント 軽自動車車検時の納税証明書が不要に

令和5年1月より、軽自動車税の納付確認に係る新システム(軽JNKS)が導入され、市区町村が賦課徴収する軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムが運用されます。これにより、軽自動車の継続検査を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となります。

1月の税務と労務

国 税/給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

国 税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出

1月31日

1月31日

国 税/源泉徴収票の交付、提出 1月31日

国 税/12月分源泉所得税の納付 1月10日

(納期の特例を受けている事業所の7~12月

分は1月20日) 国 税/11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

国 税/5月決算法人の中間申告 1月31日

国 税/2月、5月、8月決算法人の消費税等の

中間申告(年3回の場合) 1月31日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日 地方税/給与支払報告書の提出 1月31日

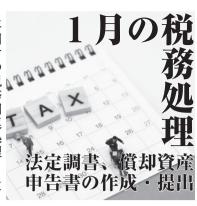
労務/労働保険料の納付(第3期分) 1月31日

(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

契の所 料のの 1 約源得主で、 提法法 時の源泉徴収票」、「日の源泉徴収票」、「土な法定調書として、現在60種類あり提出が義務付けられた律の規定により、 動 金及 定調書とは のが収 使用品 ずげら料の ŋ, 報 等 支 りま 'n 得 文払 一 て、 0) 退 7 支 調 ず。 職 務 法 11 払書 所得与 給 る署 金、 な 資

理が、まなど、 など、 など、 決 て 確 法明 様々なお様々なお 定調の 競書や償還 き書類 ず。 ねて での却 ポ 連 は提選産理 イ 1 ŋ が申 として っます あ告 を 整 り書

法定調



どが記載 (2) て 関 提 係 支地 る社 払のな範が る社は、節が、 な内 (1)されて、 **い**票に代 い際に代 することに 令 和基地区である。
和本地区では、
和本地区では、
和本地区では、
和本地区では、
本地区では、
、地区では、
、地区 年載 役員 は定め、退職では、退職で 書」は、 けるも 払い代 職 年所 L 調 さ 険 が 全ての受 より は、 つであ 退手中得 与 表 等 1 整れ料 る え 支 す · 当た、 なります。ただし、 は、 た書 て、 0) を ゃ められておらず 米徴収票には、会 大徴収票には、会 大徴収票には、会 大徴収票には、会 がは、 の源泉徴収票 に、法人の役員に との がの源泉徴収票 に、会 の源泉徴収票 退 退 れば、 の 受 お り いで す 。 提 ののの行 L 泉源 の受給者につ 表1の範囲に 相続税 た給 職手当等を 表出 つ類得 11 約 お者の 手 税 者 いけませ すべて提 当税 のが与票収 金 出 ません。の金額ない金額ない。通常ない。通常ない。 支払 支払った賞年 及び 法 0 するこ 源 で ず、 支 金の収たに 受規 泉

表1 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲

	3.1 [III 3.77](4.78.78.78.78.78.78.78.78.78.78.78.78.78.					
受給者の区分			提出範囲			
年末報	(1)	法人の役員及び、現に役員でなくても令和4年中に役員であった人	令和4年中の給与等の支払金額が 150万円を超えるもの			
年末調整をし		弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、建築士など これらの人に給与等として支払っている場合が対象	令和4年中の給与等の支払金額が 250万円を超えるもの			
た人	(3)	上記(1)・(2)以外の人	令和4年中の給与等の支払金額が 500万円を超えるもの			
年末調整をしなかった人(5)	(4)	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人				
		令和4年中に退職した人、災害により被害を受けた人で一定の人	令和4年中の給与等の支払金額が250万円 (法人の役員の場合は50万円)を超えるもの			
		主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全部			
かった人	(5)	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった人	令和4年中の給与等の支払金額が 50万円を超えるもの			

表2 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出範囲

区分	提出範囲			
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボク サー等の報酬、料金				
(2) バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	同一人に対する令和4年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの			
(3) 広告宣伝のための賞金				
(4) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対する令和4年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの ※国立病院、公立病院、その他公共法人等に支払うものは不要			
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	令和4年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払いを受けた人に係る の年中の全ての支払金額			
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	- 同一人に対する令和4年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの			
(7) 上記(1)から(6)以外の報酬、料金等	同一人に対する市和4年中の支払金額の言言が5カロを超えるもの			

(4) 出 金 は 契 範の 金和の 不囲 支 動産表調 4 書を提出 2 0 中調 0) 使 支払 のとおりです。を提出します。金、契約金及び 用 出します。 等の 9 た場 0 支払 調 提賞にや

利不書 動 不 す

金に法支場払一とのいの不舶権 とつ人払合金の不使い対動、利 更いに調に額人動用ま価産航、 上機 卜 のン 借数動 受け 20 1 0 以に 上存 価 0)

不動産の上に存する権利の設定 がいます。令和4年中に不動産 がいます。令和4年中に不動産 を額の合計が15万円を超える 合には、不動産の使用料等の を額の合計が15万円を超える 合には、不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産の使用料等の 大に支払う不動産のを提出します。 は、令和5 大に支払うる。 大に支払う不動産のが 大に支払うる。 大に支払う不動産のが 大に支払うる。 大に支払う不動産のが 大に支払うる。 大に支払う不動産のが 大に支払うる。 大に支払うる。 大に支払うる。 大に支払うる。 大に支払うる。 大に支払うる。 大に支払うる。 大に支払うる。 大に大いた、 大いため、 大いた き外るの の損 1

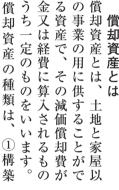
す。 法定 要たでは 提 給与所得の源 です。この女女・はクラウド等による提出 出法 する 調 定 調 は定調さる法定調が 0) 種 類ごとに判 農田を 集計際 ついては、 出 定しま

ます。 定調書合計 表」を一緒 泉徴収票等 12 !提出 した、 0) 法

L

却 資 産 申

II



びり者す一類⑥④物 度の建物附属からち一定のよります。 一般ででは、②機械及が があります。 工具・器具及 があります。 が なる なる場合、賃借した、家屋と設備等のます。なお構築のます。なお構築のます。なお構築のます。なお構築のます。なお構築のます。なお構築がある。 業場 運 ③ 搬船 具舶、無無 却及取有まは種

ディ

ス

R ク i ڪ

2 が そ 資 まは n 申す。 ま 産 す 0) 0 申

は書

0)

が

1 定

0

0

以

F.

0)

場

e

1

ディスク

Tそ

0

9

て

等いて

必まは合

年 産 の

が

の用に 申務所 東 の用に供することができる資申告の対象となる資産は、車事務所) です。 資 令 代(東京都23区についたは、その資産が所な方の資産がありまする必要がありません。 1 産 和償 5 を 所 有 月 して 1 百告 61 現 る事 がてはいる。 *、*ます 知資 在 で、 **,** 産業 都市申の者償

税町告申は却

② ① 次 産 業 1 生 か必要な資金 他に賃貸している資産 耐用年数が経過していて 済みの資産 体または未稼働の資産 化特別措置法の規定を適 いたまたは、 却 です。申 0) が必要な資産には、 資 事 償

4 3 一の用 も適

は少申無の 額告形課 方、 (表3参 の固税 減必 定対 却 要はある。自動車 かならな 方 価 *となるべい動車税や軽 法によ ならないのか思法によって申生償却資産についません。と 繰延資 軽 きもも 産などは 自 告つのい 異 動 ま 0 な 車 なめがて なた、

表3 少額の減価償却貸産の取り扱い	(鬼兄都	『都王柷局 固定貨産税 (償却貨産) 甲告の手引き] より作成)			
取得価額 償却方法		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
(1) 取得価額が10万円未満などで損金算入したも	の	申告対象外			
(2) 一括償却資産の損金算入の特例を適用したもの	D	申告対象外			
(3) リース資産 (ファイナンス・リース)		申告対象外		申告	対象
(4) 中小企業者等の少額の減価償却資産の特例を過	適用したもの	申告対象			
(5) 個別減価償却		申告対象			

- (注1) 個人事業主については、「損金算入」を「必要経費に算入」と読み替えてください
- (注2) (5)について、個人事業主は取得価額が10万円未満の資産はすべて必要経費になりますので、個別に減価償却す ることはありません。

新年のご挨拶

新しい年、令和5年が始まりました。

昨年1月1日より施行される予定だった改正電子帳簿保存法は、電子化が義務 付けられる企業側の準備不足等の理由により、今年の12月31日まで2年間の猶 予期間が設けられています。しかし、その猶予期間も折り返し地点を迎えていま すので、計画を持って電子化へ向けた準備を進める必要があります。

今年10月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、 いよいよ消費税の仕入税額控除の方法が変わります。インボイス発行事業者とな るには登録申請が必要で、制度導入時から同事業者になるためには原則、3月末 までに登録申請書の提出が必要ですので、免税事業者を含めしっかり対応を考え て準備していかなければなりません。

労務関係では、今年4月1日から中小企業も1か月に60時間を超えて時間外労 働をさせた場合は、その超えた部分の労働については大企業同様に50%以上(改 正前25%以上)の割増賃金を支払うこととなります。対象となる中小企業に該当 する場合には、就業規則の変更を行うことになるかもしれませんので、一度確認 が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

父

か

5

Α

玉

に

所

在

用

まし 続時

贈

玉

外財

0

ても

相

続

時 産 えて下

さ

取

扱 税

()

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

すが、 たが 課 な 税 この

精算課税 お この贈与にる土地の贈り (外 国 国 の 適用は受け 額お つい 写を 7 も贈り られ て相: 受け

ま

につ 清精算 が贈与に さ 課税 れて ても 0 つ い 与 ま る贈与税類 た場合に、 が れに て な 可 能 お、 前 の

こと より、 与に また、 を受けることができま いる場合も、 が です。 係る外国税額を控除-できま 贈与税 贈与税の計算上、 税 額 は相与 額 が続いている。 す。 なり が 贈与者に課さ 贈与税額控除 Α ま 税額を控除 から控除 続 玉 が 発生し \mathcal{O} 税 する す

相続 時 精 算 围 列 財 産 の

賞与に対する 源泉徴収税額の算出率表

賞与を支払うときに源泉徴収をする所得 税及び復興特別所得税の額は、原則として、 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (「算出率表」といいます。)」で求めます。

通常の場合(「給与所得者の扶養控除等 申告書」を提出している場合)は、次の手 順で源泉徴収する税額を求めます。③の金 額が、賞与から源泉徴収する税額です。

- ① 前月の給与から社会保険料等を差し引 きます。
- ② 算出率表の甲欄の扶養親族等の数に応 じた①の金額の行と「賞与の金額に乗ず べき率 | 欄との交わる税率を求めます。
- ③ (賞与から社会保険料等を差し引いた 金額)×②の税率

なお、前月中に給与の支払いがない場合 または賞与の金額が前月中の給与の金額の 10倍を超える場合には、「給与所得の源泉 徴収税額表」の月額表を用いた別の方法で 税額を求めることになります。

ĺμ